

# ざっそう

NO. 3/2024 (通算795号)

2024・新年号

建交労 関西合同支部

e-mail kgs8815@yahoo.co.jp

TEL 075-205-0421

FAX 075-203-8405 部内資料



京都市西京区

松尾大社



新年あけましておめでとーございます  
全日本建設交連一般労働組合  
関西合同支部 執行委員長  
橋本 稔



ロシアのウクライナへの侵略戦争が始まり2年が経とうとしていますが収束のめどすらたない中、イスラエルとイスラム組織ハマスの戦闘はガザ地区全体を標的に死者は2万人を超えなおも戦闘は続いています。停戦に向けた国際社会の強いメッセージが必要ですが、支部は、即時停戦を求めて行きます。

2024年はトラック労働にとっても大きな節目の一年となります。4月から始まる労働時間の上限規制と新たな改善基準告示によるトラック運転手の労働時間規制が始まります。賃下げ無し労働時間短縮を実現しましょう。また、世界で平和が脅かされています、平和であってこそ賃上げや時間短縮です。アメリカや大企業の言いなりの政権では、生

動面では、全組合員参加を基本に、トラック職場の環境改善にむけて中央や地方局への要請行動、「職場・フロックでの宣伝行動」、女性部の「京都駅前宣伝行動」、メンバーやトラックパレード、原水禁世界の大会への職場代表の派遣など平和で働きやすい職場環境の改善に向けた運動に積極的に取り組んでいきましょう。参加や賛同していただいた組合員の皆さんに感謝します。ご苦勞様でした。

2024年4月投票で福岡で行われるトラックパレードを成功させること。」

「2月4日投票で行われる京都市長選で福山市長を誕生させること。」

「職場・女性部・業種などで行う要求討論に参加すること。」

24春闘を皮切りに、安全で安心して働ける職場つくりと平和な国際社会の確立に向けて、組合員の皆さんとともに奮闘しましょう。」



# 建交労春闘討論集会

11月25日から26日にかけてして審問しよう」を参加者  
 静岡県伊豆の国市においてに力強く呼びかけられました  
 2024年中央建交労春闘だ。

討論集会と全国トラック部廣瀬中央書記長からは24年  
 会総会が開催され、全国が春闘方針（第一次案）とし告と「上告受理および公正  
 ら93名、支部からも13名がて、春闘の闘争の基本、全判決を求める請願署名」へ  
 参加しました。

主催者挨拶で角田中央執行 運動、組織機能の強化と組  
 委員長は「イスラエル・パ 織建設などの提起がありま  
 シスチナの紛争で国民や小 した。特別報告では「トラック  
 さな子供たちが犠牲になっ 発生により「24春闘勝利を  
 グ・学童・ヤマト運輸対策」 目指して団結ガンパロー」  
 ける行動を起こそう。岸田で発言がありました。その  
 白公政権の大軍拡に反対し、後3つの分散会と2分科会

国民生活を守る為の経済対に分かれ、各職場の実態や  
 策の実施を迫る世論を作る春闘に向けた構え、組織拡  
 う」と話され、さらに「物大の推進状況などを議論し  
 価高騰が続いており、20ました。春闘討論集会2日  
 24春闘に全ての職場、組 目は、前日に行われた分  
 24春闘に全ての職場、組 目は、前日に行われた分  
 合員が決起し、時間外労働散会・分科会の報告が行わ  
 規制への対応など生活と仕 べ、C班の代表として筒井  
 事を守るために労働組合と 書記次長が分散会報告を行  
 いました。また全体討論で  
 は長谷川副委員長が202  
 3年8月31日大阪高裁にて  
 不当判決が下され、大阪高  
 裁の判断の誤りを正す為、



中央本部  
 角田委員長



最後に森谷中央副委員長の  
 協力の訴えを行いました。  
 最高裁に上告したことの報  
 告と「上告受理および公正  
 を求める請願署名」へ  
 参加しました。

## 当面の日程<2024年>



- 1月13日 京都府本部委員会  
 京都トラック部会総会  
 (京都高齢者会館)
- 1月14日 支部委員会 (京都高齢者会館)
- 1月20日 京都市長選宣伝  
 (イオンモール京都)
- 1月27日~28日 中央委員会 (千葉県幕張)
- 1月28日 第24期第1回女性部委員会  
 (千葉県幕張)  
 全国トラック部会幹事会
- 1月29日 労使中央行動
- 2月 4日 支部女性部春闘討論集会  
 (長岡京市中央生涯学習センター)

## 2024年1月14日(日) 10時開会 第1回支部委員会

京都高齢者会館



ろうきんは組合員のみなさまのニーズに応えるために生活や健康をサポートする  
 生活応援運動を展開し労働組合の自主福祉活動をバックアップいたします。

労働組合	ろうきん
組合員の社会的・経済的地位の向上	生活応援運動
● 就業の機会・労働条件の向上と雇用の安定 ● 就業環境の改善とワークライフバランスの向上	● 様々な生活環境に合わせたライフイベントへのサポート ● 就業環境の向上に合わせた生活支援 ● 労働者の健康・安全に合わせた生活支援
ワークライフバランスの実現	生活設計
セーフティネットの構築	生活防衛
雇用の強化と拡大	生活改善

組合員のみならず、ご家族の方へもご活用いただけます。  
 詳細は下記URLをご覧ください。  
<https://okf.rkbc.or.jp/rokyu/kyou.html>

組合員のみならずの  
 ファミリーで  
 ご活用ください。

近畿ろうきんなら！

# ATM

いつでも  
 どこでも  
 何回でも

お引き出し・ご入金の  
 手数料が実質 **無料**

他行のATMを使ったときの手数料が返ってくる！  
 <<<詳細はこちらから！

# 建交労全国トラック部会 第25回総会

全国トラック部会第25回総会が建交労中央春闘討論集会終了後に開催され、全国の仲間が結集し、「物流の2024年問題」が来年に迫った中で開催されました。

主催者挨拶で足立全国トラック部会長は「2024年問題の前」に2024春闘をたかこうことになるが24年

先頭を立つて奮闘しよう。と参加者に力強く呼びかけられました。続いて角田中央執行委員長から挨拶が行われました。

鈴木事務局長からは2023年度活動報告とまとめ、2024年度方針が提案された。部会役員による特別報告を含めて16名が討論に参加し支部からも7名が発言を行い、大田貴物裁判の争議報告とあわせて「最高裁上告受理と公正な判決を求める請願書」の訴えや内田ライン争議の勝利報告、24年問題への対応に奮闘していることなどの報告されました。総会は、2024年度役員体制を含む全ての議案と「総会宣言」を採択した後、新旧役員

あいさつ最後に足立全国トラック部会部会長の「団結がんばろう」で閉会しました。



(写真右) 廣業さんから  
(写真左) 村上さんへバトンタッチ



万全の補償内容と安心のサポート

## 自動車共済

自動車共済のメリット

- 補償内容
- 保険料
- 加入条件
- 加入期間
- 加入年齢
- 加入性別
- 加入職業
- 加入地域
- 加入期間
- 加入年齢
- 加入性別
- 加入職業
- 加入地域

西日本損害保険株式会社

見直しませんか!? 事故が起こった時、相談から解決まで親切・丁寧!

**1 車検証と前契約の保険証コピーにて即お見積もり!**

**2 もちろん! 無事故割引の継続OK!**

**3 自賠責もお受けします。**

興味のある方はぜひ! ご質問&申し込みは組合事務所へ



スマホやタブレットで読み込んで下さい。支部ホームページに簡単に入れます。

関西合同支部

組合員専用ページパスワード: foideyasu (おいでやす)



# 全組合員と地域の仲間の署名を集めて、 最高裁に上告受理をさせよう！

最高裁判所 御中

## 建交労大陽液送分会大田貨物班の偽装請負裁判

### 上告受理および公正判決を求める請願署名

2023年8月31日(木)13時30分 大阪高等裁判所にて、大陽液送株式会社(以下、大陽)を相手取った大陽液送大田貨物班の偽装請負裁判二審判決で、またも不当判決が下されました。本多久美子裁判長、末永雅之裁判官、小堀悟裁判官、あなた方は本当にすべて証拠を精査したのか?大田貨物が大陽液送と業務委託契約を締結してから、大陽による労働支配が今も続いています。裁判官は実態を見ていません。現在も違法派遣を行っています。現に大陽液送は私たちに対し、大阪高裁でも指揮命令書として認められた搭乗票による指揮命令を今も行っているのです。大陽液送の配車係や事務員から電話や口頭、LINEでの直接指示について、たった1つの証拠だけを取り出し、その他多数の証拠に対して言及せず無視しているのです。私たちは、判決文に書かれている事以外にも多くの証拠を提出し立証しているのにも関わらず、それらを全て無視しています。証拠を無視し事実認定が抜け、認定されるべき所が認定されていない。派遣とは?請負とは?その理由の説明も無く、法令解釈の誤りであります。労働契約申込みなし制度についても過去の事実が1年で分断されるのはおかしく、提訴後に偽装工作をおこなった事は明白であり、裁判官は全く実態を見ていません。私たちの主張を一切精査することなく、被告の主張のみを鵜呑みにし、何も考えずに判決を出したとしか言えません。完全な不当判決です。

大田貨物運送株式会社(以下、大田)という会社は元々平積みトラックでの鋼輸送等をメインに行う運送会社ですが、大陽液送と業務委託(請負)名目の契約を締結、タンクローリーによる液化ガス運送の仕事を始め、大陽から支給された大陽従業員と同じ制服にヘルメット、大陽所有のタンクローリーを使い、大陽の指揮命令のもと同じ仕事をしています。就労実態を検討していくと、請負という形式でありながら、実際には大田は大陽に労働力として運転手を派遣しているに過ぎず、大田として独立し液化ガス配送をしているとは言えません。大田と大陽の間の請負契約は、その実態からすれば労働者派遣契約であることが明らかです。大陽は派遣にもかかわらず請負という名目で私たちが使用し、提訴後には突然それらを一切おこなわなくなりました。上記の内容から大陽と大田が結託し偽装請負行為をしているのはあきらかです。

私たちは、大陽と私たちとの間に直接の雇用契約があることを確認し、そのうえで同じ仕事をしている大陽従業員との間の均等・均衡待遇を要求して最高裁判所に上告受理申立てをおこなっています。最高裁判所では大阪高等裁判所の判断の誤りを正すため上告を受理し、司法の役割を果敢に、的確な事実認定と公正な法的判断を求めます。

年 月 日

氏名	住所

\*署名用紙に記入された内容は、個人情報として適切に管理します。

全日本建設交通一般労働組合 全国酸素部会 連絡先 〒592-8332 大阪府堺市西区石津西町 12 番地

「第1回要請行動は1月29日です」